

4 番 高 橋

受付番号第2号、質問議員4番、高橋純子。

件名「こどもまんなか社会」を実現するために。

山北町では5年計画である第2期山北町子ども・子育て支援事業計画が令和6年度で終了するため、次の計画の策定に取り組み始める時期にきており、国でもこども家庭庁が設置され、令和5年12月にはこども大綱が発出されたところである。また、令和5年6月には第1回山北町子ども・子育て会議と山北町放課後子ども総合プラン運営委員会も開催され、現行計画からの新計画には「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策に関する計画」「子ども・子育て支援事業計画」などの計画を内包するとしている。

そこで、第2期計画の中間見直し結果や、令和4年度の実績や評価及びニーズ調査の精査などにとどまることなく、運営の工夫も含めて第3期に向け子育て支援の現状と課題を把握し、山北町ならではの施策を打ち出すことが重要であるため、以下の質問をする。

1、子育て支援と福祉の推進において、その課題と子育て世代のニーズをどのように生かすのか。

2、短時間働きたいという保護者のために、預け先や一時保育などの課題と対策は。

3、これからの保育所の在り方と子育て支援事業の今後の展望については。

4、子どもの権利を守る体制づくりについて、子どもの権利条例を制定してみてもどうか。

議

長

答弁願います。

町長。

町

長

それでは、高橋純子議員から「『こどもまんなか社会』を実現するために」についての御質問をいただきました。

初めに、1点目の御質問の「子育て支援と福祉の推進において、その課題と子育て世代のニーズをどのように生かすのか」についてでございますが、本町では、子育て支援の充実と推進を図るために、子ども・子育て支援法等に基づいた「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、総合的な子育て施策に取り組んでおります。

本計画は5年に一度の計画改定に伴い、教育・保育・子育て支援の各事業

の利用状況や子育て世帯の課題を把握することを目的として、町内の小学生までの全世帯を対象にニーズ調査を実施しております。

現行計画は、令和6年度に計画期間の最終年度となりますので、調査を行い、そこで得られた子育て世代のニーズや課題を次期計画に反映させていきたいと考えております。

また、計画策定においては子育て支援に携わる方々のより多くの意見を取り入れるために、園や学校、民間事業者、町民等の委員で構成した「山北町子ども・子育て会議」において審議を行い、社会情勢の変化や本町を取り巻く子育て環境、社会資源に対応した実効性のある計画づくりに取り組んでまいります。

次に、2点目の御質問の「短時間働きたいという保護者のために、預け先や一時保育などの課題と対策は」についてであります。平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしたことにより、保育園を利用するために必要な月当たりの就労時間の要件が64時間と定められております。これに満たない働き方である場合は、ファミリーサポートやまきたのほか、やまきたこども園において、在園児以外の一時預かり保育を行っているところです。

近年、ゼロから5歳の子どものうち、いずれかの園に属する子どもの数が増加傾向にあり、就学前児童数に対し平成27年4月には59.7%であった在園児数が、令和5年4月には73.2%と10ポイント以上増加しております。一方で、一時預かり保育の利用実績は減少傾向にあります。

これは、家庭保育を優先する世帯とフルタイム就労を優先する世帯とで保育ニーズが二極化していることから、一定の一時預かり保育の受皿を確保しつつ、保護者の産休・育休からの円滑な復職を支援するための園の体制づくりと環境づくりが重要となり、そのための必要な保育者等の確保を図ってまいります。

次に、3点目の御質問の「これからの保育所の在り方と子育て支援事業の今後の展望については」についてであります。

令和2年10月に「山北町の乳幼児教育・保育等のあり方基本方針」を策定し、現在、岸幼稚園、向原保育園、やまきたこども園の3園を運営しております。

ゼロから5歳の子どもの人口は減少している一方で、入園児童数は横ばいとなっている状況にあり、時代とともに変化する保育ニーズに柔軟に対応しながら、ゼロ歳から15歳までの一貫教育・保育基本方針に基づき、3園共通の目指すこども像の実現に向けて、保育の充実を図ってまいります。

また、保護者の負担軽減につきましては、今後の国や県の動向を見ながら必要とされる保護者への支援について検討してまいります。

次に、4点目の御質問の「子どもの権利を守る体制づくりについて、子どもの権利条例を制定してみてはどうか」についてであります。子ども権利条例は、平成元年に国連総会で採択された児童の権利に関する条約が平成6年に日本で批准されました。その後、同条約の理念であります「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の四つの基本原則を踏まえた、子どもの権利を保障するための総合的な内容を定めた条例として、現在では、全国で64自治体が制定しております。

令和7年度からの「第3期子ども・子育て支援事業計画」の次期計画の策定では、こども家庭庁の創設と併せて令和5年4月に施行されました「こども基本法」の理念を勘案する必要があります。

「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもの「権利と擁護」が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すための包括的な基本法であります。これを受けまして、次期計画では「こども基本法」の六つの基本理念を踏まえて、子どもの権利侵害や児童虐待防止等に関して、現行計画から一步踏み込んだ施策として位置づけていくことを検討してまいります。

そのため、子ども権利条例を制定するのではなく、次期計画におきまして、本町における子どもの「権利と擁護」の取組を推進してまいります。

議 長

高橋純子議員。

4 番 高 橋

では、再質問をさせていただこうと思います。

この話題は、こどもまんなか社会という、やっぱり実現のために明るい話題であるというふうに捉えています。ですので、山北町でも子どもたちの明るい未来を描ける、そういう施策につなげることが一番だと思っておりますのでこの質問をさせていただきました。

ですので、子どもの支援と福祉の推進ということでニーズに調査をしてもらわれて、そしてそれを生かしておられるというような回答ではございましたが、まずこのニーズが調査結果ですけれども、反応は、町民の皆様の反応などはいかがだったかなと、そのようなところをお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 こちら、計画の策定においては、5年に一回、ニーズ調査のほうを実施させていただいております。現在まで過去に遡りまして、平成25年度と平成30年度に実施させていただいております、平成25年度につきましては対象、未就学の児童がいる家庭、約283世帯に対して実施させていただいております、こちら回答が74%となっております。

続いて30年度に実施した前回の調査につきましては、未就学児童のいる家庭と小学生のいる家庭ということで全体の対象は720名、こちら回答率については39%ということで、若干回答率のほう下がっている状況でございます。

議 長 高橋純子議員。

4 番 高 橋 よく山北町ではニーズ調査を丁寧に行われて、そしてアンケートなどを取られているという状況がありますので、これが生かされるために、やはり山北町子ども・子育て会議の委員の方々の位置づけというのは重責でもありますし、そしてその方々の皆さんの御意見を参考にこれからつくられていかれると思いますが、この山北町子ども・子育て会議の委員の構成に関して、昨年度6月にも委員の方がいらっしゃいましたけれども、発言などいろいろ貴重な御意見がいただけてるのかなと思いますが、その雰囲気、ちょっと教えていただけたらと存じます。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 山北町子ども・子育て会議につきましては、こちらの山北町子ども・子育て会議条例のほうで設置されておまして、委員の構成は、基本的に児童福祉及び幼児教育の分野について学識の経験者、保育施設や幼児教育施設等々の事業者及び利用者、それから子ども・子育て支援サービスの事業団体及び子育て当事者で構成されているものでございます。現在15名の委員さん

で構成されておまして、社会教育委員の方、民生児童委員、園・学校、町民代表、それから児童クラブ、園の保護者会の方々が主な代表となっておりまして、今年度の会議につきましては、事業の進捗状況の確認と次年度3期計画の策定についてということで、おおむねのスケジュールのほうを説明させていただきました。当日ちょっと次年度の計画の策定という形で大枠の説明でしたので、特に細かい委員さんの方からの御質問というのは、ほぼほぼない状況ではございました。

議 長 高橋純子議員。

4 番 高 橋 この委員に、私も以前、子ども・子育てというところの総合プランの中で関わらせていただいた経緯もありまして、とても興味を持って取り組んでおられる、そして委員の方の貴重な御意見が反映されるという場所ではあると思いますが、子ども・子育て会議に関しては、全国でもいろんなところでやっておられて、その雰囲気の中では、その委員の人たちがアンケートをどういう会議だった、どういうふうにしたらよかった、どのように改善したらよかったというようなアンケートの、その現場におられた方のこれからどうしたらいいかというようなその方々の御意見がまとまったアンケート、そういうサイトがありまして、それを見たところ、やはり子ども・子育てを考えるに関しては、その現場の温度というもの、そしてこれから子ども・子育てに携わるであろうそのような方々、そのような若者が参加してよかったとか、その世代の方が意見を述べる機会があつてよかったとなりますが、今回やっぱり委員の方を見ますと子育てに関する方々の御意見が少々ちょっと弱いのかなと思っておりますので、そこら辺の今後、この1年にかかる、運営の工夫などをちょっと聞かせていただけたらと存じます。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 こちら、現在のあくまで予定ではございますが、次期計画につきましては答弁の中でもお答えさせていただきましたが、こども基本法の理念のほうを含んで作成していく考えでございます。

この中で、現在先行してこども基本法を含んだ子ども計画として策定をしている自治体のほうがございまして、現在、国・県のほうでは、こちらのほうの先行事例の取りまとめであるとか、ガイドラインの作成を平成6年度に

実施するということでございます。それを受けまして、こちらでも、先行している自治体の例をとりまして、例えばその中ではワークショップを取り組んでおられるところでもありますとか、高校生世代が会議体に参加する、これ会議本体ではなく、例えば部会のような形なんですけども、そんな形で取り組んでいることがございますので、そういうところの先行事例で山北町の現在の形式に取組として落とし込めるものについては、この中からちょっと要素で抽出して実施していきたいなとは考えてはおります。

議長 高橋純子議員。

4 番 高 橋 大事なそういう子育て会議ですので、山北サイズに合った、そしてこの理念に基づいた子育て、意見を取りまとめるその内容であってほしいと思いますので、これからも力を入れていかれるものだと思います。

この福祉に関してですけれども、ニーズを調査で、子育て世代のニーズが分かった上で、やはり一番大事なのは、その子育ての、子どものその世代の中以上に、やはり家族を、子どもたちを取り囲む家族の背景などもやはり心配でありますし、そして今後、子どもたちの環境を整えるにも子育て中の福祉に関係する家族政策が必要になってくるのではないのかなと思いますが、そこら辺は家族政策、もしくは家族ケアということで、このこども大綱を踏まえて、山北町どのような考えがあるのかなとそういうところをちょっとお聞かせ願えたらと思います。

議長 福祉課長。

福 祉 課 長 家族という捉え方なんですけども、こちらにつきましては、先ほど申しましたように、先行して実施してこども基本計画に基づいた子ども計画ですね、こちらに取り組んでいる自治体の中では、この今回の計画中で、妊娠出産期から切れ目のない支援に配慮し、母子保健関連施策との連携を確保されているというところもございますので、そういうところに、今までは計画の中でこういう取組のほうは具体的な記載がなかなかなかったんですけども、3期につきましては、こういうところの記載のほうにもきちんと施策として盛り込んでいこうと考えております。

議長 高橋純子議員。

4 番 高 橋 盛り込んでいくというようなお答えがありましたけれども、山北町では、

子ども・子育てのこの子ども若者計画の若者に関しての年齢とかそういうものは制限など何か計画の中ではあるのでしょうか。ここまでが若者、ここまでが子どもそのような考えがありますでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 計画の中には具体的に何歳という記載のほうはございません。子ども若者計画につきましては現行の2期計画においては盛り込まれておりませんで、次期の3期計画の中で、この子ども若者計画については取り組んでいこうと考えております。

議 長 高橋純子議員。

4 番 高 橋 やはりホップ・ステップ・ジャンプという意味では、計画を重ねてニーズを調査、それを参考に次の機会に備えていく。そしてそれを生かしていくということであれば、一番私自身が子育ての福祉の推進に関係しましても、子どもの問題の背景には家族の問題が潜んでいると、そのように思っておりますし、そして働く上での課題というところになります。課題などもやはり次の質問にはなりますが、ゼロ歳から5歳までのそのポイントがもう二極化していると。これは山北町でも、山北町でどのようなところで分かるのかなというように思いますが、いかがでしょうか。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 二極化といいますと、答弁のほうに書いてありますとおりに、在園児の割合が増えているという部分がございます。3歳から5歳につきましては、保育の無償化ということではほぼ100%入園で、入園する園については3歳からは幼稚園もございます。保育園、こども園ということで三つの園を選ぶことができます。ただ、ゼロ歳から2歳につきましては、保育のみということになってございますので、その割合が増えているということは、保育が必要なお子さんがいるということで、保護者の方が働いているというのが大きいと思います。

また、その幼稚園の入園数につきましては年々減っているというか、ある程度横ばいなんですけれども、数の多い部分ではございません。ですので、幼稚園につきましては、9時から14時までの保育時間になっておりますので、その間でということで、保護者の方どちらかが働いていないとか、あと時間

が短時間で働いてるとかというような御家庭だというふうに推測できますので、その点でこの二極化が進んでるのではないかとということで確認をさせていただきます。

議長 高橋純子議員。

4 番 高 橋 フルタイムで就業されておられる方、もちろん山北町の場合は、家庭保育の方々もある程度いらっしゃるのかなというところも理解ができるんですけども、やはり先ほども申し上げているとおり、子どもの問題の背景には家族の問題が含まれているということで、やはりこの課題については家族政策、そして家族のケアというものに対して、山北町がどのように今まで取り組まれておられたのかなと、そういうところをちょっとお聞きしたいなと存じます。

議長 高橋純子議員。

4 番 高 橋 では質問をもう少し分かりやすく、子どもたちが家から出て、そして家庭から学校に行き、もしくは保育園に送ってもらいという中のニーズや調査では、いろいろな生活環境が出て幸せ度というのもやはり測っておられるアンケートや子どもこのプランの中だと思いますけれども、この数字の中に見えてこないものというものは山北町の捉え方としては、何かその施策を打つか、それからその家族施策にあるもの、関わるものそういったものが今までないのであれば、施策を打ってこなかったというのはあるかもしれませんが、あるのであれば、やはりこの子どものその背景にある問題に取り組まれてきたのではないのかなと思いますが、その辺をお聞かせ願えたらと思っております。

議長 福祉課長。

福祉課長 一応ニーズであるとか、課題を抽出するために調査のほうさせていただいておると、それから子ども会議のほうで委員さんのほうから御意見をいただいているところですので、なかなかちょっと人数に上がってもらい、ものについてはちょっと町としても、現時点で具体的な施策・事業のほうについての取組では難しい状況にあるかなとは思いますが。ただそういうところを拾っていかなければいけないとは思っていますので、そういう中でも、次期の計画の中で、例えば先ほど言いましたようにワークショップの部分であるとか、

子どもの意見を取り入れるような取組をちょっと町でできるものをちょっと少しずつ要素を取り入れていこうかなとは思っています。

議長 高橋純子議員。

4 番 高 橋 展望の明るい御回答だったかなと思っております。これからも働く上での、やはり毎日が課題の繰り返し、そして毎日のやっつけ仕事の御家庭もいろいろ経験があったりそれを一生懸命頑張っておられる御家庭に関しては、とても明るいお話だったかなと思います。

3 番のほうなんですけれども、次のこれからの保育所の在り方と子育て支援事業のやはり一番気になるのは、今後の展望というところなんですけれども、この展望については、子育てを経験される方、された方、もしくはその経験をされておられる方の周りの御家族の方の御意見などもやはり反映できるように、保護者の軽減負担に努めていかれるということですが、どのような具体的なものがあるのかなというところをちょっとお聞きしたいと存じます。

議長 こども教育課長。

こども教育課長 軽減負担につきましては、やはり一番大きいのは保育料等かなと思うんですけれども、保育者の方で、町におきましては国のほうで定めた2人目、3人目の保育料の減免につきましては町独自でまた国の決めた基準の半分とそのように兼任の処置をしております。

今後につきましても、国や県など、またそういうところで動向が見ながら兼任の支援等を行っていきたいと考えてございます。

議長 高橋純子議員。

4 番 高 橋 やはり、これから山北町を選んでいただくためにも、この子育てに関しての施策、そして保育所の在り方というのは、やっぱり見えるものにしていただきたいなというふうに思いますので、ニーズに合わせて、そして山北サイズをこれから考えておかれると思いますが、やはり子どもの環境というのは、そしてその子どもさんを囲むその周りの環境というのも、もう本当に目まぐるしく変わっている状況だと思います。なので、この課題について抽出するという姿勢といいますか、その子育てに関して、やはり見える形で町がこのような子どもたちに来て、子どもたちを育てたいという、そういう施策がや

はり望まれるのかなというふうに思っておりますが、もう一つ、子育ての展望に関して、この山北町がこれをやるよというような意気込み、何かございませんでしょうか。お聞きしたいところでございますが。

議 長 副町長。

副 町 長 これからの政策の展望ということでございますけども、今ゼロから15歳の一貫教育、これに基づいて教育内容については、そちらの推進してるというところでございます。

それからその中、先日神奈川県が集まりがございまして、一貫教育保育の集まりがありまして、その中で山北町が提案する機会がございました。その中で最後の助言のところで、その助言の先生が、くしくもこどもまんなかの社会実現に向けて山北町が取り組んでおられますねということで紹介されたということで、私もその報告を受けまして、大変うれしくなったところでございます。山北も今取り組んでいるこの施策が、教育内容の施策が間違いないところだと。いわゆるこどもまんなか社会において、みんなで保護者も地域も、そして学校・園も取り組んでるところが理解されてるのかなというふうに思ってます。

ですから、これからALTの増員等を図って、英語教育も園もさらに力を入れていこうということもございます。ここで、カリキュラム五つの分野でできました。来年もまたさらにつくる予定というふうに聞いてございます。そういった中でカリキュラムをしっかりと作りながら、その教育内容についてやっていく。

それからもう一つは、やはり先ほど今出てますような家庭への支援、これも非常に大事なかなというふうに思います。ただ、負担軽減のところ、やるだけでなく、例えばいち早く山北町はオムツの持ち帰りをやめました。それから、給食等の完全無償化も園については実施しております。そういった保護者の負担軽減、そういった形で財政的な面だけでなく、そういったケアをするという、そういった面での相談活動、そういった面でのものもしっかりと充実させていく必要があるのかなというふうに思ってますので、ハード面・ソフト面、いろんな面で子ども・子育てに対して取り組んでいきたいというのが展望でございます。

議長 高橋純子議員。

4 番 高 橋 まさしく子ども・子育ての展望ということで、そのライフステージに合ったもの、そして当事者への支援、そして子どもの施策を推進するためにどういうことが必要なのかというような明るい話題をいただいたのかなと思います。なので、これからも選ばれるまちになるためにも、子育て、子ども家族のケア、施策に対しては、少子化対策の延長ではなく、やはり政策を打って行っていただきたいとそうように思います。

最後にですが、関係はしますけれども、このライフステージに合わせてというところで、近隣では中井町、南足柄市を少し題に取りますが、中井町は2023年の5月には「ネウボラなかい」という言葉を使っておられたり、南足柄市で平成28年に「ネウボラ」という言葉を使って施策を出しておられますけれども、やはり今、いろいろな情勢が変わる中で、これは山北町やってるねと、見せ方といいですか、そういうネーミングもちょっと、「すこやか」という窓口や相談窓口はありますが、強化するためにも、何かそういうふうなトピックス、ちょっとこれを持ってきたというようなアイデアなどのアイデア出しは今後ありませんでしょうか。期待するところではございますが、少し御意見を伺っていきたいと思いますけれども。

議長 福祉課長。

福 祉 課 長 その部分につきましてはちょっと今は、国のほうで、こども家庭センターのほうの設置について進められておりまして、当町でも令和6年度中にこども家庭センター、現在の要対協の関係ですとか、今お話がありました「すこやか」の部分を統合して。ただ、こちらを統合して、6年度中の開設を検討しております。ただ、こちらについては施設をどこかに設けるのではなく、先ほど言いました、その母子保健の部分と学校、それから福祉の部分の統合して統括の支援員、こちら国の養成の講座を受けたものなんですけれども、それを福祉系の専門職のほうに受講していただいて、こちらのほうに位置づけをきちんとした中で支援員や相談体制に力を入れていきたいと考えております。

議長 高橋純子議員。

4 番 高 橋 何も新しい言葉で売り出せというようなことではなく、その内容が分かり

やすく、そして皆さんに受け止められる形で、前へ。そして強化の一つとして取り組んでいかれるような、そういう令和6年度の最後の年でもあるのかなというふうにも思っております。

最後の子どもの権利条約ですけれども、この権利条約に関しては、とても国のほうが注目している制度ではあります。ですので、子ども権利条約を一番最初は2007年の川崎市が子ども・子育て支援推進条例ということで設けておられます。子どもの権利条約には今ここに質問でお答えいただいたとおり、子どもの基本の6の理念を踏まえているということで回答は得られましたけれども、やはり子どもたちが自ら自分たちの意見を言える、そして自分たちが言った後の自分の意見にも責任を持つ、それがやはりこのゼロ歳から15歳の一貫教育の中にも含まれた温かい目線を入れていただくためにも、この条例できちっと見える化するというのはいつのアイデアではないのかなと思いますけれども、この辺の御意見いかがでしょうか。

議 長

福祉課長。

福 祉 課 長

子どもの権利条例につきましては答弁の中でも回答させていただいたんですが、現在全国で64の自治体が設定しております。県内では川崎、横須賀、相模原の大きい市のほうで定められておりまして。確かに、子どもの権利について、こちらを明文化して条例として定めるのは非常に重要なことだとは思っておりますが、現時点では、要保護児童対策協議会でありますとか、そういうところの位置づけの中で、現計画の中でもきちんと子どもの権利、それから虐待等の予防等については位置づけをしております。

ただ、現計画ではなかなか権利をきちんとうたっている部分がないので、次期の計画では、これをしっかりと条例に準ずるような形で位置づけるのはちょっと難しいところもあるんですけども、要対協のですね、要保護児童対策協議会の位置づけの明確化でありますとか、先ほど申しました、こども家庭センターで、こちらのほうで取組など、これをきちんと位置づけまして、現計画はさらに一歩踏み込んだ形で子どもの権利とその保護についての明文化をしていきたいと考えておりますので、現時点ではちょっと条例という形での位置づけというのは、町としては検討してはございません。

議

長

高橋純子議員。

4 番 高 橋 子どもの権利条約というのが、この子どもの権利条約という言葉自体も、やはり本来生かされるべきは子どもの現場であったり、子どもを取り囲むその家庭であったりということの中で踏まえますと、子どもの権利条約というやさしい冊子などもありますので、これを何か生かす方法はないのかなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 そちらの冊子、これは多分、こども家庭庁が作成したものでございますね。子どもさんが見るような形で……。

こども基本法についても、こども家庭庁のほうが今のお話ですね、子どもの権利条約も含めた中で子どもの権利が守られてあるとか、子どもの意見を町の施策のほうに反映していきましようとか、町のほうはそういう取組を進めていきましようというのが、子どもさんが見るような冊子ができています。こういうものもきちんとこの町の審議会の計画の策定委員会の中でありまうとか、それから今回のニーズ調査の中で、親御さんのほうに分かるような形で位置づけをしていこうかなとは予定しております。

議 長 高橋純子議員。

4 番 高 橋 もういろいろとこれから次期に向けて、第3期子ども・子育て支援事業計画にいろいろ盛り込んでいかれると。そして、その力強い政策、そしてこれをやっていくよとそういうふうに委員の方々も最後の年度だと、そして第3期に向けて、いろいろ取り組んでいかれるということの意気込みが感じられました。ですので、計画に関しては、安心して第3期の子ども・子育て支援事業計画がなされるのかなと思いますが、ここで、この第3期子ども・子育て支援事業を計画を進めていくに関して、やはり町のこの第6次総合計画と合わせて、町長のこれからの子どもたちにエールを送っていただけたらというふうにも思いますので、この支援事業計画、どのようなビジョンで進められていくのかなと、そこをお聞きしたいと思います。最後にお聞きしたいと存じます。

議 長 町長。

町 長 総合計画の一応答申のほうをいただいて、そしていくつかの中では、私が一番今回注意したのは、やっぱり山北らしさ、そして山北しかないもの。そ

ういったようなことを、当然教育にも生かしていかなければいけないというふうに思っております。

特に、やはり山北はこれだけの広大な面積を持っております。その中で自分たちが例えば保育園・幼稚園・こども園というような中で、どれだけ自分たちの地域、狭いところはよく行ったりしておりますけど、やはり電車で例えば三つもある駅を訪ねたり、あるいは巡回バスとかそういったものもございますし、そういった意味で子どもたちにこの山北をよく知っていただく、その中で自分たちが育つてるということを実感していただく。そういったようなことが、非常に必要ではないかというふうに考えております。

皆さん、誰でもそうなんですけど、生まれ育ったところでずっといく方がありますし、御結婚とか転職とか、そういった中で移られる方も、やはり基本になるのは生まれ育ったところ、小さい頃の経験というのはいくつになってもその人の人生に深く関わってくるというふうに思っておりますので、そういった意味では、この教育の基本の部分というのは、そういう15歳までの山北町はやっておりますけど、この部分が一番大事な部分ではないかと。その中で、やはりこの山北ならではのものを実際に勉強していただいたりしていただくということは、非常に私は大事なことでないかなというふうに思っておりますので、ぜひとも、そういったことを総合教育会議の中でもそういう話が出ますので、そういう中で私のほうとしては総合計画にのっとった道筋で、教育会議、基本法も考えていきたいというふうに考えております。